

介護保険制度

介護保険制度とは

介護が必要になっても安心して暮らせるよう、社会全体で支えあうしくみです。

寝たきりや認知症などで介護が必要になったときに、その費用の9割～7割が介護保険から給付されます。

国民健康保険や職場の健康保険などに加入している方のうち、40歳以上の方は原則として40歳の誕生日の前日の属する月から加入します。

(例) 9月1日生まれ→8月から加入　9月2日生まれ→9月から加入

介護サービスを利用できる方

・・・要介護（要支援）認定を受けることが必要です。

・ 40歳～65歳未満の方（第2号被保険者）

加齢にともなう病気（初老期における認知症、脳血管疾患、パーキンソン病など）によって介護や支援が必要であると認められた方

・ 65歳以上の方（第1号被保険者）

寝たきりや認知症などで、入浴、排せつ、食事などの日常生活に介護が必要である方又は家事などの日常生活に支援が必要であると認められた方

お問い合わせ先(介護高齢福祉課)

介護保険についてご不明な点などがございましたら下記までお問い合わせください。

◎65歳以上の方の介護保険料に関すること

・・・総務・保険料係　TEL 65-4150

◎介護給付や介護サービスに関すること

・・・介護認定給付係　TEL 65-4151

◎介護認定に関すること

・・・介護認定給付係　TEL 65-4152